

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口ピラミッドを見ると、70～74歳の前後と45～49歳の前後にそれぞれ「団塊の世代」「団塊ジュニア」世代の山が存在している。全国的な傾向と比べると、若年層において若干厚みをもっており、少子高齢化が抑制されているものの、大まかな傾向はほぼ同じである。

産業構造及び中小企業者の実態としては、本市に「工業地域」「準工業地域」は存在しないため、大阪府全体と比較して製造業が少なく、卸売業・小売業・サービス業が占める割合が多いことが特徴である。

現在、本市は北大阪急行線の延伸事業を進めており、新駅周辺には大規模小売店舗等の立地が計画され、今後更なる進出も想定される中、資金不足や高齢化により店舗・設備の更新や経営の改善が図れていない事業者が多く存在しており、今後経営状態が悪化していくことが予想される。そのような事業者が経営改善を行っていくために、本計画に基づく先端設備等の導入を促進し、労働生産性の向上を支援していくこととする。

#### (2) 目標

本市が認定する中小企業者の先端設備等導入計画については、基本計画期間中ににおける認定目標件数を7件とする。

これにより、地域商工業の発展を促し、箕面の特色である「自然豊かで活気のあるまちなみ」を維持していくとともに、中小企業者がそれぞれの地域において存続することを支援する。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

本市の中心産業は、卸売業・小売業・サービス業であるが、他にも多様な業種、業態が存在することから、多様な設備投資が行われる可能性がある。このため、先端設備等の種類、範囲は特に限定する必要がないことから、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てを対象とする。

### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

市内における中小企業の立地状況は、一部集積が見られる地域もあるが市域全体に広く所在していることから、本計画の対象区域は本市内全域とする。

## (2) 対象業種・事業

本市の産業は、卸売業・小売業・サービス業等が中心ではあるものの、その他様々な業種が箕面市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上向上すると見込まれる事業であれば、業種に拘らず対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年7月4日から令和7年3月31日までとする。

計画期間は原則として2年間であるところ、市全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間の3区分とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③ 自然環境を悪化させると認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、自然環境の保全や景観の維持に配慮する。